

第 1 回京都市文化財公開施設指定管理者選定委員会（摘録）

1 開催日時

平成 30 年 7 月 26 日（木）午後 3 時から午後 4 時まで

2 会場

職員会館かもがわ 第 1 会議室

3 出席者

委員：赤川京子，石田潤一郎，大島祥子，高木良枝

4 欠席者

委員：仲隆裕

4 傍聴者

10 名

1 委員長及び副委員長の選出について

委員長に石田委員，副委員長に仲委員が選出される。

2 指定管理者の選定方法について

<委員長>

選定方法を審議するに当たっては，対象となる施設の概要や業務内容を知っておく必要があるため，事務局から説明をお願いします。

<事務局>

無鄰菴，岩倉具視幽棲旧宅，旧三井家下鴨別邸の施設の概要・業務内容を配布資料や施設パンフレット等を用いて説明する。

<委員長>

次に選定方法について，事務局から説明をお願いします。

<事務局>

公募により指定管理者を選定することが原則であるため，無鄰菴，岩倉具視幽棲旧宅，旧三井家下鴨別邸とも公募すること，また募集単位について施設規模を考慮し，無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅が 2 件一括，旧三井家下鴨別邸は単独で募集したい考えを説明。

< 委員長 >

事務局からの説明を受け，質問や意見はあるか。

< 委員一同 >

意見なし。

< 委員長 >

意見がなければ，無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅については2件一括で公募，旧三井家下鴨別邸については単独で公募ということで進めてもよいか。

< 委員一同 >

異議なし。

3 募集要項及び選定基準について

< 事務局 >

募集要項の概要を基に事務局から説明。

< 委員長 >

何か質問，意見等あるか。

< 委員 >

岩倉具視幽棲旧宅については，市が管理する前からよく知っている。指定管理導入後は，池のせせらぎが戻る等，見違えて環境がよくなっており，指定管理導入の効果がよく現れている。

< 委員 >

3施設とも古い建物であるが，修繕費用は市と指定管理者どちらがもつのか。大規模改修が必要な場合はどうするのか。

< 事務局 >

基本的に15万円未満は指定管理者，15万円以上は市の負担となる。

大規模改修においても市の負担となる。

< 委員 >

市への納付金について，収支に指定管理者が提案する納付率とあるが，現指定管理者の納付率はいくらか。

< 事務局 >

植彌加藤造園は指定管理業務，自主事業とも28年～30年度それぞれ31%，コンソーシアムは指定管理業務，自主事業とも28年度は30%，29年度は35%，30年度は40%である。

< 委員 >

無鄰菴はもちろん他の2施設にも庭園があり，施設として重要な位置を占めている。庭園管理能力の審査のため，庭園管理の考え方についての記載が必要である。

< 事務局 >

募集要項10提出書類(3)事業運営に関する計画等Ⅲ－5「施設の維持管理」に庭園管理の考え方を追加する。

< 委員 >

観光客が訪れる施設は，周辺に迷惑がかかるおそれがあるため，周辺地域との付き合い方が大切である。施設周辺地域と連携した取組の考え方を記載してはどうか。

< 事務局 >

募集要項10提出書類(3)事業運営に関する計画等Ⅲ－7「その他の取組」にその旨追加する。

< 委員 >

募集要項10提出書類(2)現在実施している事業の状況等Ⅱ－1「施設運営等の実績」の記載内容をもっと分かりやすくしてはどうか。

< 事務局 >

分かりやすく修正する。

< 委員 >

公開施設の現場ではどのようなクレームがあるのか。第2回選定委員会時にクレームをまとめた資料を提出していただきたい。

< 事務局 >

了解した。

< 委員長 >

募集要項等における修正等については私と事務局に任していただいてよいか。

< 委員一同 >

異議なし。

< 委員長 >

意見も十分に出たため、今回はここで終了する。